

■（株）バンダイナムコエンターテインメント様管理の キャラクターを申請希望された方へ ■

今回のワンダーフェスティバル2026〔冬〕にて申請をご希望された、（株）バンダイナムコエンターテインメント様が管理するキャラクターにつきまして、下記のとおり申請ガイドラインが規定・提示されております。

内容をご確認のうえ、必ず遵守くださいますようお願いいたします。

■ 申請にあたって

- 販売個数について、1アイテムあたりの販売個数は40個（セット）を上限といたします。
- 商品名は「原作タイトル（キャラクター名）」として下さい（「吉乃ひとみ」を除く）。あくまでも原作タイトルが主、キャラクター名が従、です。
（例・「ゼビウス（ソル・バルウ）」、「THE IDOLM@STER（天海春香 ステージ衣装Ver.）」など）
- 「アイドルマスター」シリーズのカードイラストを元にする場合は、衣装・ポーズをイラストと同じものにしていただくようお願いいたします。申請時に、カード名とカードNo. を明記してください。
- 他社様との二重著作権はNGとなります。
ただしフィギュアメーカー様との二重著作権は、バンダイナムコエンターテインメントと各メーカー様両方の許諾が得られれば問題ございません。
- 原型写真（本申請書）を提出する際に、「パッケージ」「組立説明書」（いずれもラフの状態でも構いません）も一緒に提出して下さい。（新規作品のみ。再販商品で仕様に変更のないもの、展示のみの作品は提出不要）
※ 「パッケージ」「組立説明書」にも必ず当日著作権諸条件の正しい権利表記の記載が必要となります。
◎表記は本申請判定時にお伝えしますので、パッケージ、組立説明書ラフには「◎表記スペース」と入れておいてください
- パッケージ等に使用するイラスト・ゲームタイトルロゴなど、弊社からの素材提供は行いません。独自に描いて事前に確認をとったイラストの使用、ゲーム本体等からのゲームタイトルロゴの複製、一般的な書体によるゲームタイトルロゴ表記は、今回の使用に限り問題ありません。
- ガイドブック内PRカードでのタイトルロゴ使用、許諾製品の写真の掲載はできません。
また、ガイドブック内広告においてタイトルロゴの使用や許諾製品の写真を掲載する場合は、商品と同様に権利表記の記載が必要となり、事前に内容のチェックが入ります。
また、各種媒体（TV、Web上等）で告知の際も同様にチェックが入ります。

■ 本申請許諾後

- タイトル表記、権利表記は必ず当日著作権諸条件の内容をご確認の上、正しく記載してください。
- 「パッケージ」「組立説明書」が別々になる場合には、両方に商品名・権利表記が必要になります。
- 許諾を可とした商品についても、書類の未提出・監修結果等によって許諾不可となる場合もあります。
- 誓約書の提出まで進行了場合、当日販売できなくても販売個数0個とみなし、商品見本および完成見本の写真を提出いただきます（完成見本そのものの提出は不要）。
- 本申請許諾後のガイドブック広告以外の告知物（X(旧Twitter)、ブログ等）の監修は免除とさせていただきます。ただし場合によっては、後日素材の差し替え等の対応をさせていただく場合がございますので予めご了承ください。

※ 各種媒体で告知の際に許諾製品の写真を掲載する場合は、画像あるいは告知記事・ページ内に必ず各タイトルの権利表記を記載してください。

※ タイトル表記、権利表記は必ず当日著作権諸条件の内容をご確認の上、正しく記載してください。

■ その他

- 2015年4月1日より、社名が「（株）バンダイナムコエンターテインメント」に変更されました。このため、2015冬以前の再販商品を含め権利表記の変更が必要となります（旧社名「バンダイナムコゲームス（NBGI）」は使用できません）。予めご了承ください。

以上のことに注意して申請・製作をして下さい。また不明な点については、ラフ提出時に記載しておいて下さい。

■ パッケージ、組立説明書のラフ提出

パッケージ、組立説明書の実行委員会へのラフ提出は 11月4日（火）〆切必着です。
（JPEGまたはPDF画像をメール添付にてお送りください。その際、A4サイズ用の紙に印刷して判読できるようにしてください。現物の場合はイメージスケッチ・レイアウト等を記入した用紙を提出してください）。

送付先アドレス：wf-license@kaiyodo.net

不明な点、解釈に迷う点などがある場合はお問い合わせください。

※ この書類は本申請の有無に関わらず、該当するキャラクターを申請希望された全ての方がご確認ください。